

消防の動き



2020
7
No.591

- 「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラムに関する検討会」報告書の概要
- 自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会について
- 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1	「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラムに関する検討会」報告書の概要.....	4
特報2	自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会について.....	8
特報3	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要.....	11

令和2年7月号 No.591

巻頭言 和気満堂（仙台市消防局長 小野 司）

Report

令和元年中の救急出動件数等（速報値）.....	13
令和元年中の危険物に係る事故の概要.....	15

Topics

第4回予防業務優良事例表彰受賞団体の紹介.....	17
---------------------------	----

先進事例紹介

地域防災力の中核となる地域防災訓練指導員の養成講習会を消防団員対象に実施（八女消防本部広川消防署）.....	18
--------------------------------------------------------	----

消防通信～望楼

横浜市消防局（神奈川県）／新潟県防災局（新潟県） 恵那市消防本部（岐阜県）／守口市門真市消防組合（大阪府）.....	21
---------------------------------------------------------------	----

消防大学校だより

消防大学校教育におけるドローンの活用について.....	22
-----------------------------	----

報道発表

最近の報道発表（令和2年5月23日～令和2年6月24日）.....	24
-----------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和2年5月23日～令和2年6月24日）.....	25
広報テーマ（7月・8月）.....	26

お知らせ

火遊び・花火による火災の防止～ルールを守って楽しい花火～.....	27
石油コンビナート等災害防止3省連絡会議について.....	28
台風に対する備え.....	29
住民自らによる災害の備え.....	30



■ 表紙
本号掲載記事より

和氣満堂



仙台市消防局長 小野 司

私の勤務しております仙台市消防局の局長室には、大きな書が掲げられており、そこには「和氣満堂」（わきどうにみつる）と書かれております。これは、「和やかな雰囲気がこの場に満ちている。また、和やかな雰囲気がこの場に満ちるようにしたいものだ。」との意味があるようです。

消防はその職務の特殊性から、緊急性が高く過酷な環境下での職務遂行が求められます。

また、人の命に関わる職務である以上、消防職員には厳しい指導・訓練が必然的に課されます。そうした中でも、日ごろ「和氣、堂に満つる」そのような雰囲気が職場にあることで、厳しい訓練や過酷な現場活動にも耐えることができると考えますし、そしてまた、皆が和氣あいあいとした雰囲気の中で力を合わせて業務に励むことで、おのずと活力のある、良い組織（職場）になるものと考えております。

今、人類は経験したことがない新型コロナウイルスとの戦いの真っ只中におります。

未曾有の事態である新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や社会に莫大な影響を与えており、その収束に向け、医療部門をはじめとした関係機関の連携による必死の努力が続いています。この危機の特徴は、これまで経験してきた災害などとは異なり、瞬間に世界各地に深刻な影響を及ぼしたということであり、現代の人々の活動や経済社会の仕組みが、いかにグローバル化したものであるかを痛感させられたところ です。

また感染の拡大は、一人一人の行動を介して世界全体に大きく広がった社会的な現象であり、被害の更なる拡大を防ぐため、私たち自身も日々の行動変容が強く求められています。

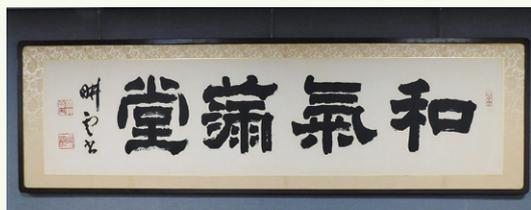
しかしながら、これまで発生した危機もそうであったように、現在の危機も必ず終息させることができること、また、この世界全体を巻き込んだ感染症との戦いは、その先の社会をより良いものとするための糧となることを私は固く信じています。

感染症の拡大という経験のない環境下で、私たち消防機関も住民の負託に応えるべく、普段以上の緊張感を持ちつつ各種の対応を行っております。

現在のところ出口も見通せず、今後も長期にわたって普段とは異なる対応を求められるであろうことは想像に難くありません。一般的に過酷な環境下での職務遂行は、重圧により神経をすり減らすようなストレスを生みがちであり、それが長期化することが相まった際の悪影響は、計り知れないものがあります。

そうした今だからこそ、それぞれの職場でメリハリをつけながらリラックスのできる「和氣満堂」の雰囲気を醸成しながら、しっかりと適切に対応していくことが必要なのだと思っております。

閉塞感が漂う環境の中ではありますが、消防職員としての使命感と合わせ、どこか片隅に遊び心を持って楽しむことを心掛けることを忘れずに、今後の輝かしい未来を思い描きながら、この危機を乗り越え、安全・安心の確保に取り組んでまいりましょう。



【仙台市消防局長室に掲げられた「和氣満堂」の書】

「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラムに関する検討会」報告書の概要

消防庁広域応援室航空企画係・航空調整係

1 検討会設置の背景

平成30年3月にまとめられた「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」報告書において、消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保について「出動決定権者が適切な出動可否判断を行うため、委託運航団体においても、派遣される操縦士の技能管理を積極的に実施する必要がある。また、今後見込まれる操縦士不足を見据え、各運航団体において、操縦士を効果的に育成していく必要がある。そのためには、国土交通省航空局が事務局となって開催された検討委員会において取りまとめられた乗務要件・訓練プログラムを有効活用し、技量ある操縦士の養成・訓練確保及び安全運航に努めていく必要がある。また、訓練内容の設定や能力確認要領については、地域特性を考慮しつつ、必要な範囲で一定の基準づくりについて、消防庁が主体となり検討していく必要がある。」とされた。

また、令和元年9月に「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（以下「基準」という。）が消防庁長官の勧告として告示され、二人操縦士体制、機長及び副操縦士の乗務要件、操縦士の養成訓練等について示されている。具体的には、消防防災ヘリコプターには操縦士二人を乗り組ませるものとし、運航団体は消防防災ヘリコプターの機長に必要な要件を定めるものとした上で、計画に定める養成訓練のために必要と認める場合には、運航団体が定める一定の航空消防活動に限り、当該航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターの機長に必要な要件を別に定めるものとする規定された。

これらの検討結果や基準に示された事項を受けて、消防防災ヘリコプターの任務遂行に必要な技能を有した操縦士の確保とOJTを活用した若手操縦士の養成体制を確立するため、消防庁では「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラムに関する検討会」を設置し、二人操縦士体制における操縦士の乗務要件を示すとともに、運航体制の異なる自主運航と委託運航においても活用可能な段階的な操縦士の訓練審査プログラムの作成について検討することとした。

2 検討事項

- (1) 消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件
- (2) 消防防災ヘリコプター操縦士の訓練審査プログラム

3 策定の趣旨

本乗務要件・訓練審査プログラムは、基準第7条第1項から第3項までの規定に基づき、運航団体において操縦士の養成訓練に係る計画及び消防防災ヘリコプターの操縦士の要件を策定し、実施するための指針として定めるものである。

4 乗務要件・訓練審査プログラムの策定

(1) 乗務要件の策定

乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能から「専任機長」・「限定機長」・「副操縦士」の3段階に分け、それぞれの要件を定めることとする。乗務要件は、基準第7条第1項及び第3項に規定する「必要な飛行経歴その他の要件」（同条第2項にあつては、「必要な要件」）を具体化したものであつて、同条第1項の「機長」が乗務要件上の「専任機長」に、同条第2項の「運航団体が安全性を考慮して定める一定の航空消防活動に限り、当該航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターの機長」が乗務要件上の「限定機長」に、同条第3項の「副操縦士」が乗務要件上の「副操縦士」にそれぞれ対応している。

(2) 専任機長・限定機長・副操縦士の定義

専任機長・限定機長・副操縦士とは、以下の者をいう。

ア 専任機長

航空消防活動全てのミッション^{※1}においてPilot Flying (PF) ^{※2}として乗務することができる操縦士。

※1：ミッションとは、消防防災ヘリコプターを運航するに当たり活動が想定される任務をいい、本訓練審査プログラムで想定する基本技能、情報収集、救急活動、一般救助、水難救助、山岳救助、消火活動のほか、各運



航団体が審査する必要があると認める区域内の地勢の状況に応じた活動等を想定。

※2：Pilot Flyingとは、操縦を担当するパイロット。

イ 限定機長

専任機長ではない操縦士であって、ミッションごとに定められた技能認定を行い、運航団体において活動を限定したPFとして乗務することができる操縦士。副席には専任機長がPilot Monitoring (PM) ※3として同乗し、常にアドバイスできる環境を実現することを前提とする。

※3：Pilot Monitoringとは、主にモニターや通信を担当するパイロット。

ウ 副操縦士

航空消防活動全てのミッションにおいてPMとして乗務することができるが、PFとして乗務することができない操縦士。

(3) 訓練審査プログラムの策定

訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があること、経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めることとする。

5 乗務要件の概要

(1) 乗務要件の基本的な考え方

操縦士の3段階の要件は、各運航団体において操縦士を採用する際の操縦技能・飛行時間が操縦士（及び運航形態）によって異なることから、専任機長及び副操縦士の指標となる乗務条件を定義し、限定機長についてはミッションごとの技能審査を経て限定機長の技

能認定を行う形としている。段階的な技能審査は「6 訓練審査プログラムの概要」に定める訓練審査プログラムの段階を参考に実施する。

なお、専任機長は「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」において示された機長要件を参考にしている。

(2) 専任機長の乗務要件

ア 1,000時間の機長時間、うち500時間は回転翼機の機長時間

イ 500時間の実施する運航と類似した運航環境※4における飛行時間

※4：「類似した環境」とは、海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境をいう。

ウ 50時間の当該型式の飛行時間

エ 夜間における20時間の機長時間（夜間運航を行う場合のみ）

オ 50回の吊下揚取運航経験

(3) 限定機長の乗務要件

限定機長の乗務要件は、各運航団体内における活動状況に照らしミッションごとに必要な技能を勘案して各運航団体が定めることとする。

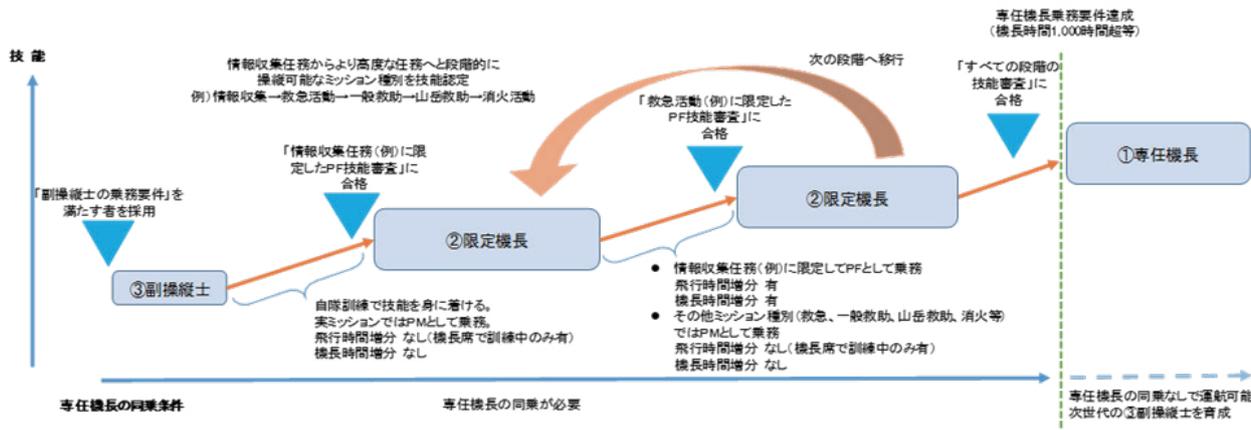
(4) 副操縦士の乗務要件

ア 回転翼事業用操縦士技能証明及び乗務機の型式限定

イ 第一種航空身体検査証

ウ 航空特殊無線技士又は航空無線通信士

エ 特定操縦技能審査技能証明書



段階的審査のイメージ

7 実効性確保のための課題及び解決策

本検討会で議論する中で、策定した「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を実効的なものにするために操縦士の養成及び技能維持に必要な操縦士の飛行時間の確保に関する課題が挙げられた。

- 操縦士の飛行時間の確保が難しい要因
 - ・二人操縦士体制構築による操縦士の増加（一人当たりの飛行時間の減少）
 - ・飛行時間ごとに定められる整備（例：300 時間点検等）の存在による年間の飛行時間制限（整備コスト、整備期間中の運休を考慮）
 - ・災害対応のための飛行時間確保が必要（待機機体確保が困難）
- 上記の要因の解決策としては以下が考えられ、引き続き検討が求められる。
 - ・年間予定飛行時間の見直し
 - ・運航団体保有機体の有効活用（運航委託会社での操縦訓練の実施）
 - ・飛行時間ごとに定められる整備計画の見直し
 - 例①：複数機体持っている運航団体の場合、1機体のみは300 時間点検を年2回行い、年600時間運用とする
 - 例②：1機のみで運用している運航団体の場合、2年に1回、300 時間点検を年2回行う
 - ・近隣運航団体との整備期間の調整と整備期間中の相互出動協力
 - ・近隣運航団体との共同運航による訓練機体・訓練時間の相互補完

8 おわりに

本検討会では、消防防災ヘリコプター操縦士の養成と安定的な確保のため、乗務要件及び訓練審査プログラムについて検討し、取りまとめたところである。

操縦士不足は全ての運航団体において直面する可能性があり、次を担う操縦士を育成していくことは、官民の枠を超えたヘリコプター業界全体の課題である。

本検討会では、操縦士の飛行時間だけで評価するのではなく、技術・技能を審査した上で、限定機長として若手操縦士に操縦させ、経験を積ませることでキャリアアップを図り、人材育成をすすめていくことにより、操縦士の養成・確保につながると考える。

また、経験豊富なベテラン操縦士についても、技能維持のための訓練は不可欠であり、訓練審査プログラムの訓練項目を参考に、繰り返し実施していく必要がある。

今後の課題として、二人操縦士体制による操縦士の増加や限られた飛行時間のなか、操縦士1人当たりの訓練時間をどのように確保していくか、運用方法やコスト面からも調査研究をすすめ、また消防防災航空隊の運航体制の広域化なども踏まえ、更に検討する必要がある。

引き続き、消防防災ヘリコプターの安全運航を第一に、航空消防防災体制の充実・強化に努めていく。

実効性確保のための課題及び解決策

飛行時間の確保困難の要因	解決策案
二人操縦士体制構築による操縦士の増加	運航団体保有機体の有効活用
年間の飛行時間制限	年間予定飛行時間の見直し 飛行時間毎に定められる整備計画の見直し
待機機体確保が困難	近隣運航団体との共同運航 近隣運航団体との整備期間の調整

問合せ先

消防庁広域応援室航空企画係・航空調整係
TEL: 03-5253-7527

自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会について

地域防災室

1 はじめに

平成30年8月から、令和2年3月まで、8回にわたり「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」（座長：室崎益輝 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）を開催し、自主防災組織のリーダー等の育成に資する教育訓練のカリキュラム等の作成について、検討を行い報告書を取りまとめました。報告書（全文）は当庁ホームページに掲載しています。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/2019/

2 検討会開催に至った背景

平成25年度に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、平成28年度に自主防災組織等の活動の活性化を図るための支援方策について検討することを目的に、有識者からなる検討会が設置されました。この検討会報告書において、国は、自主防災組織のリーダー等のニーズに対応した標準的な教育訓練のカリキュラムや教材を作成するとともに、その普及を進めるべきであるとされました。

それを受けて、平成30年8月から、8回にわたり検討会を開催してきました。

3 検討会の概要

検討会の概要は資料1～4のとおりです。

4 研修教材等の活用

令和2年4月10日に、地方公共団体に報告書等の送付について周知するとともに、本報告書の「教育・訓練カリキュラム」や「研修プログラム例」、「研修教材」の全部又は一部を活用していただくことや、地域の実情に応じて、拡充、追加等を施した研修用教材等へと、より発展させることなどを通じて、自主防災組織等に対する

一層の支援を依頼したところです。

また、当庁では今年度、「教育・訓練カリキュラム」、「研修プログラム例」及び「研修教材」を有効に活用していくための研修会を、地方公共団体の自主防災組織等の担当者向けに実施する予定です。併せて、この研修会を受講した地方公共団体の担当者や自主防災組織のリーダー等（アドバイザー）が自主防災組織の構成員等向けに実施する研修会に講師を派遣するなどの支援をし、その成果を全国に周知する予定です。

研修教材等を活用した取組みを通じて、市区町村の職員だけでなく、消防職員、消防団員、地域の防災リーダー等、多様な方々の講師としてのスキルアップが図られ、また、講師を担える方が地域に多数育つことにより、自主防災組織等の活動が活性化し、地域防災力の充実強化に繋がることを期待しています。



研修教材を活用した研修会の様子
(令和2年2月3日 函館市)





自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会（概要）

資料1

検討の背景・目的等

自主防災組織等の活動の中心となるリーダー等の担い手不足など、自主防災組織等が抱える課題を克服し、活動の活性化を図るため、自主防災組織等のリーダー等に対するカリキュラム・教材の作成など、人材育成の方策を検討することを目的として、平成30年8月、防災に関する学者経験者等を委員とした検討会を設置し、地方公共団体が行う自主防災組織等の人材育成を支援するための実務的な検討を進めてきた。

検討事項

自主防災組織等のリーダー等に対する標準的な教育・訓練のカリキュラム等に関すること

委員

(敬称略)

座長	室崎 益輝	(兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長)
委員	吉川 肇子	(慶應義塾大学商学部教授)
	黒田 洋司	(一般財団法人消防防災科学センター研究開発部長兼統括研究員)
	阪本真由美	(兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授)
	永田 宏和	(特定非営利活動法人プラス・アーツ理事長)
	西藤 公司	(一般財団法人日本防火・防災協会理事長)
	宗片恵美子	(特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事)

検討経過

○平成30年度	○令和元年度
第1回 平成30年8月20日	第5回 令和元年8月7日
第2回 平成30年12月14日	第6回 令和元年11月11日
第3回 平成31年1月31日	第7回 令和元年12月9日
第4回 平成31年3月28日	第8回 令和2年3月19日

自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会報告書（概要）

資料2

自主防災組織のリーダー育成のための教育・訓練カリキュラム

- ・自主防災組織の育成に携わる担当者が、主に結成しはじめの組織や長期間活動していないような組織に対して、自主防災組織のリーダーを育成するために活用することを念頭に置いて作成。
- ・自主防災組織の活動をする上で、学習することが望まれる項目を網羅的に記載するとともに、学習項目の体系等を一覧的に理解できるよう、「カリキュラムの全体像」を記載。
- ・学習項目ごとに「学習項目の概要」、「学習のねらい」、「学習内容（メニュー）例」を区分けして記載。

研修プログラム例

- ・上記の「教育・訓練カリキュラム」の中から、研修プログラムを企画する際の参考として「研修プログラム例」を作成。
- ・結成しはじめの段階及び長期にわたり活動が行われていない組織を念頭に、
 - 「1. 防災リーダーの役割／住民（構成員）の自助意識を高めるには」
 - 「2. 災害から住民の命を守るには」
 - 「3. 避難所の運営を円滑に進めるには」
 の3つのテーマを設定し、それぞれ半日程度の研修会を想定して作成。

研修教材

- ・上記の「研修プログラム例」に基づいた研修会を想定した「研修教材」を作成。
- ・座学だけではなく、ワークショップも多く採用。
- ・研修講師が、自主防災組織の活動状況や地域の状況等に応じて「研修教材」の内容を作り変えてもらうことを想定。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の概要

消防庁危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第57号。以下「改正省令」という。）を、令和2年5月29日に公布しました。

今回公布された改正省令は、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤を、消防活動阻害物質として新たに指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「指定省令」という。）の一部を改正するものです。

以下、この改正省令の概要について紹介します。

2 消防活動阻害物質について

消防活動阻害物質とは、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3第1項において「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で政令で定めるもの」と規定しているものであり、当該物質「を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届けなければならない」とされています。これは、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性があるためです。

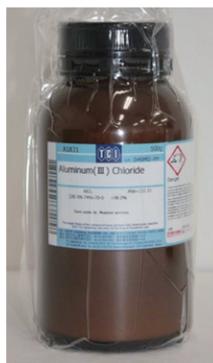
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第303号）第1条の10においては、圧縮アセチレンガス等のほか、同条第5号において「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1に掲げる物質」、同条第6号において「毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2に掲げる物質」が、消防活動阻害物質として届出が必要な

場合の数量とともに規定されています。

また、危険物の規制に関する政令別表第1（8）及び別表第2（18）において、「前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定されており、指定省令において消防活動阻害物質を指定することとされています。

3 毒物及び劇物取締法に基づく劇物への指定

厚生労働大臣の諮問機関である薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号）が令和元年6月19日に公布され（令和元年7月1日施行）、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤等が劇物として指定されました。



三塩化アルミニウム

4 消防活動阻害物質への追加

毒物及び劇物指定令の改正を受けて、消防庁では、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤等について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（座長：田村昌三東京大学名誉教授）」を開催し、消防活動阻害物質に該当するかについて検討を行いました。検討会において調査・分析した結果、三塩化アルミ



ニウム及びこれを含有する製剤については、水と反応して人体に有害な気体を発生する危険性を有していることが確認されたことから、消防活動阻害物質として指定することが適当であるとの報告が取りまとめられました。具体的には、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤は、水と反応し、塩化水素を発生させ、さらに加熱時間が長くなることで塩化水素（ガス）を多く揮散すること、さらに、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤から精製した有害な気体（塩化水素）が溶解した水溶液は強い酸性を示し、消防活動の支障となることが確認されております。なお、詳細については「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」の報告書（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-39/03/houkokusyo.pdf）を御覧ください。



三塩化アルミニウムの水添加試験の様子 吸収瓶の中で塩化水素が発生。



三口丸底フラスコの中で塩化水素が水に溶け込んでいる様子

本報告を踏まえ、指定省令を改正し、指定省令第2条の表中（31）に「三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤」を加え、消防活動阻害物質に新たに指定する改正を行いました（令和2年12月1日施行）。

5 おわりに

今回の改正により、三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤を、200キログラム以上貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこととなります。

各消防本部等においては、新たに届け出が必要となる旨を、管内事業所に周知するとともに、三塩化アルミニウムを含有する製剤は、上記の危険性が伴うおそれがあることを踏まえ、消火活動にあたって留意することが必要です。

令和元年中の救急出動件数等（速報値）

救急企画室

※速報値としての公表であり、精査の結果、数値を修正する可能性があります。
 ※本資料のうち、平成30年以前の数値は確定値となります。

1 救急出動件数と搬送人員の推移

令和元年中の救急自動車による救急出動件数は、663万9,751件（対前年比3万4,538件増、0.5%増）、搬送人員は597万7,912人（対前年比1万7,617人増、0.3%増）で救急出動件数、搬送人員ともに過去最多となったものの、対前年比の増加率は、いずれも過去10年で最低にとどまっている。増加率が減少した要因としては、前年の平成30年は、従来からの高齢化の進展に加え、猛暑による熱中症や、冬期のインフルエンザ流行といった特殊な要因が重なり、増加率が大幅に伸びた年であったが、令和元年中はこうした要因がなかったことから反動で僅かな増加率にとどまったものと考えている。（図1、表2参照）

図1 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



表2 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の5年ごとの推移

	救急出動件数 (件)	増加率 (%)	搬送人員 (人)	増加率 (%)
平成11年	3,930,024	—	3,759,996	—
平成16年	5,029,108	28.0	4,743,469	26.2
平成21年	5,122,226	1.9	4,682,991	-1.3
平成26年	5,984,921	16.8	5,405,917	15.4
令和元年	6,639,751	10.9	5,977,912	10.6

2 事故種別の救急出動件数及び搬送人員

令和元年中の救急自動車による救急出動件数の内訳を搬送の原因となった事故種別ごとにみると、急病が433万5,680件（65.3%）、一般負傷が101万3,317件（15.3%）、交通事故が43万2,466件（6.5%）などとなっている（表3参照）。

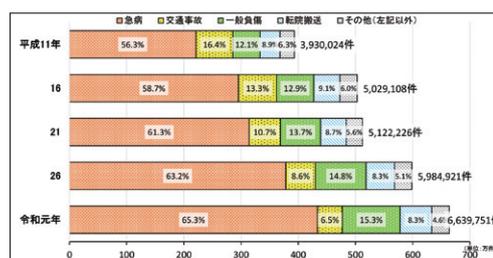
事故種別ごとの救急出動件数の推移をみると、急病と一般負傷の割合は増加している一方で、交通事故の割合は減少している（図4参照）。

表3 事故種別の救急出動件数対前年比

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	出動件数	構成比 (%)	出動件数	構成比 (%)	増減数	増減比 (%)
急病	4,335,680	65.3	4,294,924	65.0	40,756	0.9
交通事故	432,466	6.5	459,977	7.0	▲27,511	▲6.0
一般負傷	1,013,317	15.3	997,804	15.1	15,513	1.6
加害	30,070	0.5	32,709	0.5	▲2,639	▲8.1
自損行為	52,278	0.8	51,994	0.8	284	0.5
労働災害	57,313	0.9	58,891	0.9	▲1,578	▲2.7
運動競技	42,100	0.6	43,785	0.7	▲1,685	▲3.8
火災	23,497	0.4	22,925	0.3	572	2.5
水難	5,078	0.1	5,249	0.1	▲171	▲3.3
自然災害	1,089	0.0	2,540	0.0	▲1,451	▲57.1
転院搬送	552,131	8.3	542,026	8.2	10,105	1.9
その他(転院搬送除く)	94,732	1.4	92,389	1.4	2,343	2.5
合計	6,639,751	100	6,605,213	100	34,538	0.5

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図4 事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

令和元年中の救急自動車による搬送人員の内訳を搬送の原因となった事故種別ごとにみると、急病が392万2,327人（65.6%）、一般負傷が92万6,364人（15.5%）、交通事故が41万1,477人（6.9%）などとなっている。（表5参照）。

事故種別ごとの搬送人員の推移をみると、事故種別ごとの救急出動件数と同じように、急病と一般負傷の割合は増加している一方で、交通事故の割合は減少している（図6参照）。

令和元年中の危険物に係る事故の概要

危険物保安室

1 危険物施設における事故発生件数

令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に発生した危険物施設における火災事故及び流出事故の合計件数は598件（火災218件、流出380件）となっており、前年と比べ11件の減少となりました。（前年609件：

火災206件、流出403件）

近年の事故件数は、平成6年の287件から増加に転じ、平成19年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いています。平成元年以降事故が最も少なかった平成6年と令和元年を比べると危険物施設数は約29%減少しているにもかかわらず、事故件数は約2倍に増加しており、事故の発生状況は過去最多となった平成30年に引き続き高い水準で推移しています。（図1参照）

無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は21件（前年24件）と前年に比べ3件減少しており、その内訳は火災が4件（前年5件）、流出事故が17件（前年19件）となっています。（表1参照）

2 危険物施設における火災事故の発生状況等

ア 火災事故による被害の状況

令和元年中に危険物施設において発生した火災事故は218件（前年206件）となっています。このうち、重大事故は15件発生しています。火災事故による被害は、

図1 危険物施設における火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移

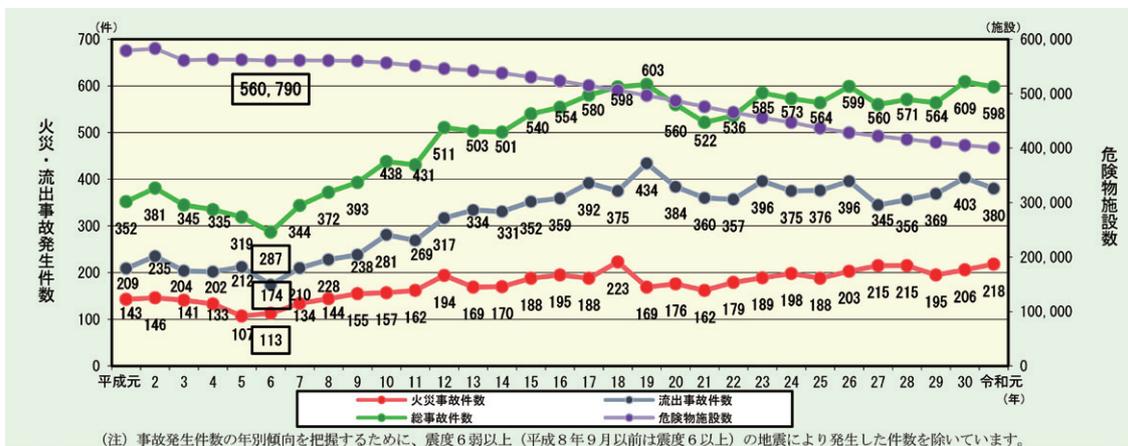


表1 令和元年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	事故の態様 発生件数等	火災				流出事故				
		発生件数	被害			発生件数	被害			
			死者数	負傷者数	損害額(万円)		死者数	負傷者数	損害額(万円)	
危険物施設	598	218 (15)	1	37	558,763.0	380 (59)	0	27	96,039.0	
危険物施設以外	無許可施設	9	4	3	3	2,536.0	5	0	0	74.0
	危険物運搬中	11	0	0	0	0.0	11	0	0	8,173.0
	仮貯蔵・仮取扱	1	0	0	0	0.0	1	0	0	1,470.0
	小計	21	4	3	3	2,536.0	17	0	0	9,717.0
合計	619	222	4	40	561,299.0	397	0	27	105,756.0	

(注) 1 ()内の数値は重大事故件数を示す。

2 火災事故における重大事故は、危険物施設で発生した火災事故のうち、①死者が発生した事故（人的評価指標）、②事業所外に物的被害が発生した事故（影響範囲指標）、③収束時間（事故発生から鎮圧までの時間）が4時間以上要した事故（収束時間指標）のいずれかに該当する事故をいう。また、流出事故における重大事故は、危険物施設で発生した流出事故のうち、①死者が発生した事故（人的評価指標）、②河川や海域など事業所外へ広範囲に流出した事故（流出範囲指標）、③流出した危険物量が指定数量の10倍以上の事故（流出量指標）のいずれかに該当する事故をいう（「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について」（平成28年11月2日付け消防防第203号））。

死者1人（前年2人）、負傷者37人（前年120人）、損害額は55億8,763万円（前年24億1,852万円。不明及び調査中を除く。以下同じ。）となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は12件増加し、死者は1人減少し、負傷者は風水害による被害等が例年より多かった平成30年中に比べ83人減少、損害額は31億6,911万円増加しています。（表1参照）

イ 出火の原因に関係した物質

令和元年中の危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下、「出火原因物質」という。）についてみると、218件の火災事故のうち、危険物が出火原因物質となる火災事故が97件（44.5%）発生しており、このうち83件（85.6%）が第4類の危険物でした。これを危険物の品名別にみると、第1石油類が37件（44.6%）で最も多く、次いで、第3石油類が20件（24.1%）、第2石油類が11件（13.3%）、第4石油類が11件（13.3%）の順となっています。

ウ 火災事故の発生原因

令和元年中の危険物施設における火災事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が56.9%（124件）で最も高く、次いで、物的要因が29.4%（64件）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が13.8%（30件）の順となっています。（図2参照）

不十分が13.4%（51件）、誤操作によるものが8.9%（34件）の順となっています。（図3参照）

4 危険物事故防止対策の推進等

消防庁では、令和元年中の事故の状況等を踏まえ、危険物に係る業界団体、消防機関等により策定された「令和2年度危険物等事故防止対策実施要領」に基づき、事故防止対策を推進します。

詳しくは消防庁ホームページを御覧ください。

〈危険物等に係る事故防止対策の推進について〉

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200324_kiho_1.pdf

〈令和元年中の危険物に係る事故の概要の公表〉

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/200529_kiho_02.pdf

3 危険物施設における流出事故の発生状況等

ア 流出事故による被害の状況等

令和元年中に危険物施設において発生した流出事故は380件（前年403件）となっています。このうち、重大事故は59件発生しています。流出事故による被害は、死者0人（前年0人）、負傷者27人（前年27人）、損害額は9億6,039万円（前年4億9,462万円）となっています。前年に比べ、発生件数は23件減少、死者は引き続き発生しておらず、負傷者は増減なし、損害額は4億6,577万円の増加となりました。（表1参照）

イ 流出した危険物

令和元年中の危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、多くが第4類の危険物であり、その事故件数は373件（98.2%）となっています。これを危険物の品名別にみると、第2石油類が164件（44.0%）で最も多く、次いで、第3石油類が100件（26.8%）、第1石油類が74件（19.8%）の順となっています。

ウ 流出事故の発生原因

令和元年中の危険物施設における流出事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が52.4%（199件）で最も高く、次いで、人的要因が40.0%（152件）、その他の要因（不明及び調査中を含む。）が7.7%（29件）の順となっています。詳細な要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが33.7%（128件）で最も高く、次いで、操作確認

図2 危険物施設における火災事故発生原因

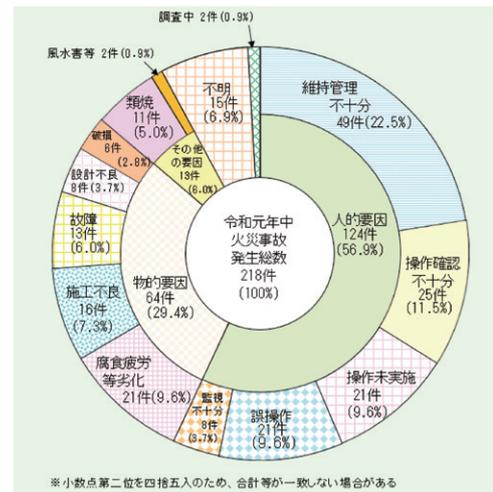
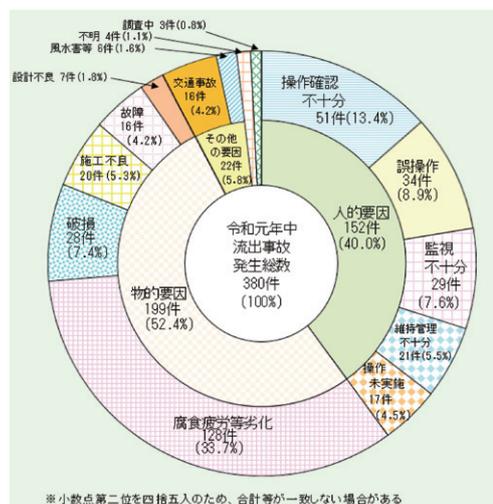


図3 危険物施設における流出事故発生原因



問合わせ先

消防庁危険物保安室 平野・秋山
TEL: 03-5253-7524

第4回予防業務優良事例表彰受賞団体の紹介

予防課

1. 予防業務優良事例表彰の概要

予防業務優良事例表彰は、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務を含む。）の取組のうち他団体の模範となるものについて、当該消防本部を表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、平成29年に創設されたものです。

第4回予防業務優良事例表彰では、平成31年1月1日から令和元年12月31日にかけて、各消防本部で力を入れた予防業務の取組について幅広く事例募集を実施した結果、45団体から応募がありました。

令和2年3月18日に「予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一 東京理科大学総合研究院教授）」を開催し、受賞団体を決定いたしました。

2. 受賞団体の紹介

今回応募された事例の中で特に高く評価された事例は以下の通りです。

- ①火災予防の原点である、火災、調査、分析、予防広報の一連の動き（循環）を意識し、市民に伝わりやすくする様々なツールを活用して火災予防に取り組む事例
- ②予防業務先進都市との人事交流を通じて、予防担当職員のスキル向上を図り、関係部局との連携やIoT機器導入による査察業務の効率化を行った事例
- ③消防用設備等点検結果報告書の報告率向上のために、大学と連携して市民が使いやすい点検アプリ開発を行った事例
- ④自力避難困難者の施設間のネットワークを構築し、ネットワーク内での消防訓練の充実や訓練に関する意見交換や課題の共有を行うことで災害対応力向上を図った事例

このような取組を参考として、全国の消防本部において、さらなる予防業務の改善につなげて行くことが期待されます。

第4回予防業務優良事例表彰における受賞団体は以下のとおりです（50音順により記載）。

<消防庁長官賞>

岡山市消防局、甲府地区広域行政事務組合消防本部、仙台市消防局、横浜市消防局（計4団体）

<入賞>

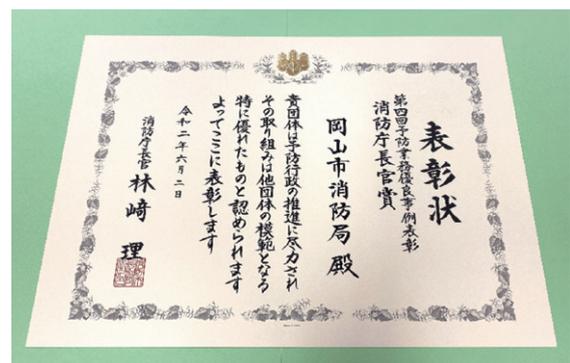
糸魚川市消防本部、川崎市消防局、喜多方地方広域市町村圏組合消防本部、京都市消防局、郡山地方広域消防組合消防本部、徳島市消防局、名古屋市消防局、芳賀地区広域行政事務組合消防本部、福岡市消防局、四日市市消防本部（計10団体）

3. 取組事例の掲載

受賞団体の取組事例の詳細については、消防庁ホームページにおいて公表しております。

消防庁予防業務優良事例表彰ホームページ

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-6.html#yobou04>



表彰状

問合わせ先

消防庁予防課 細川、坂場、鈴木
 TEL: 03-5253-7523 (直通)
 FAX: 03-5253-7533
 メール yobo@soumu.go.jp

先進事例 紹介

地域防災力の中核となる地域防災訓練指導員の養成講習会を 消防団員対象に実施

八女消防本部広川消防署

1 はじめに

広川消防署が管轄する八女郡広川町は、福岡県南部の内陸部に位置し、面積37.94km²、人口19,626人（令和元年10月1日現在）と県内では比較的小さい町である。町の中心部を国道3号線と九州自動車道が南北に貫き、広川インターチェンジに近接するように工業団地や産業団地が整備され、その周辺には市街地を形成している。町の西部は農地が広がり、東部は中山間地が占めており、農業が豊かで町の産業を支えている。

また、町を横断するように筑後川水系の一級河川である広川が東から西に流れており、その上流にはおよそ100万tの貯水能力を持つ広川防災ダムがある。

広川町の災害については、過去に台風の襲来や集中豪雨による被害が発生しており、ひとたびダムの貯水能力を超える雨が降れば、下流域では、洪水、山間部である上流域では土砂災害が起こる危険度が非常に高い。

広川町の消防団員は、200人で構成されており、平均年齢は33歳と比較的若く、約36%の消防団員が町外で勤務している。



九州自動車道広川IC



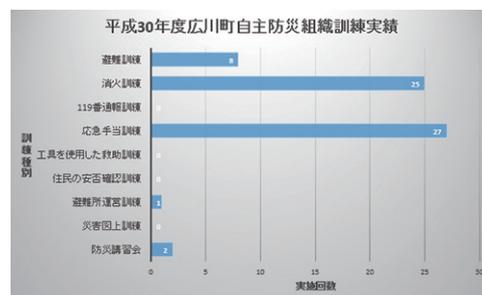
広川防災ダム

2 広川町の地域防災における現状

広川町は、平成24年7月の九州北部豪雨を経験し、隣接する八女市において大規模な被害が発生したことを契機に防災意識が高まり、自主防災組織の設立に向けて町が行政区に働きかけ、平成26年度には33全ての行政区で自主防災組織が結成された。

組織率100%を達成した広川町は、自主防災組織の訓練実績に応じて補助金を交付するなど、組織の活性化を後押ししてきたが、結成から5年が経過し設立当初から組織の活性化のため尽力してきた自主防災リーダーの入れ替わりや組織役員の高齢化に伴い、訓練意欲の地域格差などがみられるようになり、全ての自主防災組織がいざという災害時に機能するとは言い難い現状にある。

また、下のグラフが示すように、消火栓を使用した消火訓練や応急手当訓練は繰り返し行われ、身近な工具を使用した救助訓練や安否確認訓練、避難所運営訓練、119番通報訓練、災害図上訓練などは全く行われていない。このようにマンネリ化した様子が伺われ、参加率の低迷に繋がっていると考えられる。



3 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を受けて

近年頻発する災害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要があり、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定された。この法律の第18条には、「自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割」について規定されており、自主防災組織をはじめとする地域の防災組織が行う教育訓練では、消防団が指導的な役割を担うよう市町村は必要な措置を講ずるよう努めると定められている。常備消防機関としては、防災の専門機関として消防団が指導的役割を果たせるよう防災教育等を行う機会を設け、支援していかなければならない。そこで広川消防署では、広川町消防団員を対象に「地域防災訓練指導員養成講習会」を実施した。

4 地域防災訓練指導員養成講習会

広川町消防団員を対象に実施した地域防災訓練指導員養成講習会では、部長職以上の37人を指導員として養成した。講習会は、全8時間の講習を4日間に分け、下表のカリキュラムに従い、それぞれの目的に応じて実施した。

【地域防災訓練指導員養成講習会カリキュラム】

講習内容	講習のねらい
≪1回目：自主防災組織の現状と課題≫ ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の概要 ・自主防災活動の現状について ・自主防災組織の教育訓練と消防団の役割について	○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の概要を理解し、地域の防災体制の充実強化を図る上で消防団が果たす役割について考える。 ○自主防災訓練における現状と課題を理解し、課題の解消に向けた取り組みを模索する。 ○各地域特性に応じた訓練の種類と手法を学び、効果のある訓練を考案する。
≪2回目：災害関連知識≫ ・風水害及び土砂災害の災害形態 ・災害発生のメカニズム ・防災情報の活用 ・有効な避難方法	○発生頻度が高い風水害・土砂災害について知識を深める。 ○ハザードマップを活用し、地域の浸水害・土砂災害危険地域を把握する。 ○気象庁や自治体が発表する防災情報を活用し、避難の時期と方法などを学ぶ。 ○当地域で発生した災害時の避難状況の検証を行い、近隣住民の呼びかけによる早期避難の有効性を理解し、地域コミュニティの重要性について考える。
≪3回目：救出法、応急手当、搬送法≫ ・倒壊家屋からの地域住民による救出法 ・災害現場での応急手当 ・応急救護への搬送法	○倒壊家屋や転倒した家具の下敷きになった要救助者を、身近な道具を使用して救出する方法について学ぶとともに、クラッシュ症候群への対応など、専門的知識を身につける。 ○災害時の応急救護活動について理解し、トリアージ、応急手当法、搬送法の技術を習得する。 ○災害現場での安全管理について考える。 ○災害活動における消防団と自主防災組織の協力体制について学ぶ。
≪4回目：災害図上訓練≫ ・消防団員による災害図上訓練の実施 ・災害図上訓練の指導要領	○地域で起こりうる災害を認識し、災害対応や事前の対策について考える。 ○地域の課題を発見し、対策を検討する。 ○地域において災害図上訓練の指導要領を身につける。 ○活発に意見交換を行うことで、コミュニケーション不足の解消を図る。 ○災害対応について消防団と地域住民の情報共有を図る。

5 講習会を終えて

今回の講習会を受講した消防団員は、自主防災組織の現状を再認識し、地域住民の防災に対する意識を変えたい、災害に強いまちづくりの推進に貢献したいという思いが芽生え、地域全体が参加する自主防災訓練のあり方について議論が深まるなど意識の変化がみられた。



防災関連講話



倒壊家屋からの救出訓練



災害図上訓練

今回の講習会を終えて、受講した消防団員にアンケート調査を実施したところ、以下のように今後の活動に積

極的な意見が聞かれた。

- ・法律制定の背景を学び、消防団に求められる広範な活動内容を知り、責任の重さを実感した。
- ・これまで発生した大規模災害時の消防団の活動内容をはじめて知った。
- ・地域コミュニティの重要性を知り、今後の自主防災活動の活性化に生かしたい。
- ・自主防災活動にいろいろな訓練を取り入れてみたい。
- ・もっと災害について学び、指導的立場として地域で活躍したい。

今回の講習会において、各地域特性に応じた訓練の種類と手法を学び、今後、効果のある訓練の考案と推進が消防団に期待される。

6 地域での取り組み

今回の講習会を受講した消防団員により、新たに習得した防災知識を地域に還元する最初の取り組みとして住民参加型の災害図上訓練が行われた。地図を囲み住民と消防団員が地域の防災について意見交換することによって、住民の防災への関心を高める第一歩を踏み出すことができた。住民を指導する消防団員自身にも、地域防災

の一躍を担いたいという意欲が垣間見られたことは今回の講習会の成果でもあり、今後更なる地域防災力の発展が期待される。



地域防災訓練指導員による訓練指導（災害図上訓練）



従前から行ってきた避難訓練の様子。マンネリ化し緊張感が感じられない

7 おわりに

気候変動の影響などにより、激甚化する災害が毎年のように発生する昨今、これまでの災害対応では限界があることは明らかである。常備消防力が不足するような災害において、住民は自助、共助の重要性を理解しているものの、自主防災訓練への参加率は低下傾向にあり、災害への関心や知識があっても、実際の行動には結びついていないのが現状である。住民が、身近で起こりうる災害を“自分事”としてとらえ、意識・行動する必要がある、これからは、住民の「意識啓発」から「いかに行動の変化につなげていくか」が重要であると考えている。

こうした社会づくりが求められる中、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、この法律が目指す「住民の積極的な参加の下に消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り住民の安全確保に資する」という目的を達成するため、私たち常備消防がこの重要な役割を担う消防団員をこの法律の目的に向かって確実に育成していかなければならない。地域に密着した消防団員の指導・育成が、住民の防災に関する意識を高め自発的な防災活動への参加を促進するとともに、今後は地域の防災活動の担い手となる、少年消防クラブや女性防火クラブ等の人材育成・教育訓練においても指導的な役割を担えるよう導いていかなければならないと考えている。

今回の講習会は、地域防災の充実強化を図るため消防団員を指導・育成する使命を再認識するものとなった。これからも、新たな地域防災の仕組みづくりのため、実効性のある方法を練りながら、取り組みを継続し将来にわたり消防団員を支援していく。

「横浜市消防局」組織名称表記ロゴタイプを製作

横浜市消防局

横浜市における国際化の進展や、消防局におけるメディア等を通じたプロモーション活動の活発化を踏まえ、「表記の統一」「英語の併記」「ブランディング」の観点から、デザイン委託により横浜市消防局ロゴタイプを製作し、令和2年1月1日から使用を開始しました。今後、被服・車両・広報物等へ展開し、組織の統一感・一体感の醸成を目指します。

横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

コンセプト

ネイビーブルーをベースカラーとし、街の安全を守る「信頼性」や市民の「安心」をスピード感と先鋭的な印象で表現しました。

消防庁長官からの賞状の伝達式を開催

新潟県防災局

新潟県では、2月14日（金）に令和元年東日本台風による災害において緊急消防援助隊として出動した機関に対する消防庁長官からの賞状の伝達式を開催しました。

新潟県からは、宮城県丸森町には新潟市消防局指揮支援隊が、長野県長野市には新潟市消防局指揮支援隊及び県内15消防本部からなる新潟県大隊並びに航空小隊が出動しました。

伝達式では、副知事が賞状を伝達し、受賞機関を代表して新潟市消防局長から謝辞をいただきました。また、現地での活動状況などについて、新潟県大隊長から御報告いただきました。



消防通信 望楼 ぼうろう

明知鉄道車両構造講習会の実施

恵那市消防本部

明知鉄道は当消防本部管内を南北に走る総延長25.1キロメートルの地方鉄道で、市民の移動手段だけにとどまらず、各種イベントを行っており市外からも多くの人が利用していることから、令和元年12月9日、明知鉄道株式会社協力の下、電源遮断方法の確認や、空気の供給停止の方法などの講習を実施しました。

今後も講習会等を積極的に実施し、災害対応能力の向上を図っていきます。



無通告による夜間特別査察を実施

守口市門真市消防組合

守口市門真市消防組合は、12月16日（月）と19日（木）の2日間、守口市と門真市の夜間営業を主とする小規模雑居ビル等に対して、無通告で立入検査を実施しました。

立入検査では、避難施設にダンボール等の可燃物を放置していた店舗に対して、消防法第5条の3第1項命令に基づく違反処理を実施し、早期の改善を指導しました。

今後も、市民の安心・安全を守るという強い信念のもと、消防法令違反に対する違反是正を積極的に実施していきます。





消防大学校だより

消防大学校教育におけるドローンの活用について

災害現場においては現場状況の的確な把握や初動体制の確立が重要であり、今後の活動を飛躍的に向上させるために期待されるのがドローンの運用です。

消防大学校では、各教育訓練にドローンにより上空から広域を撮影し、訓練終了後、上空からの映像による活動検証を行い、訓練実施後の教育効果向上のために活用しています。

令和元年度は、消防研究センター協力のもと、警防科第105期の「街区火災対応訓練」及び幹部科第60期の「多数傷病者対応訓練」において、ドローンによる上空撮影を行い、活動検証を行いました。

本稿では、ドローンを活用したこれらの訓練について紹介します。

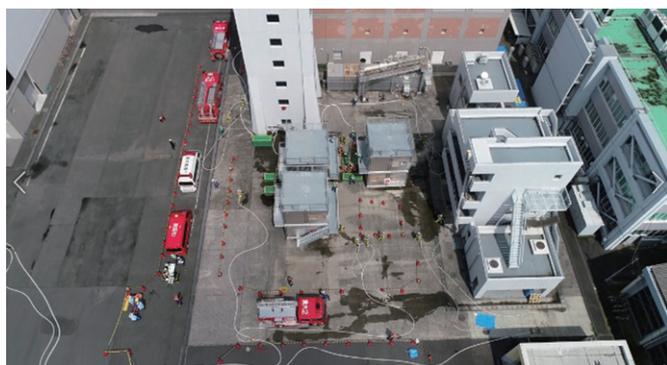
1 街区火災対応訓練

街区火災対応訓練は、近年多く発生している木造密集地等の広範囲にわたる活動困難区域等を想定し、火災初動時における現場指揮の重要性を理解させるとともに確実な現場指揮が執れるよう、実践的な現場指揮能力の向上を目的として実施しています。

この訓練では、平成30年度・令和元年度の2カ年で整備した街区ユニット(木造住宅や集合住宅風の模擬家屋)4棟と、既存の訓練棟と組み合わせ街区火災対応訓練を実施し、ドローンによる上空撮影を行い、現場指揮能力や各小隊の活動能力の向上のための有効戦術について検証しました。

終了後の学生研修アンケートにおいても評価が高いため、今後も訓練時にドローンによる上空撮影を行い、更に有効に活用することとしています。

<街区火災対応訓練>



2 多数傷病者対応訓練

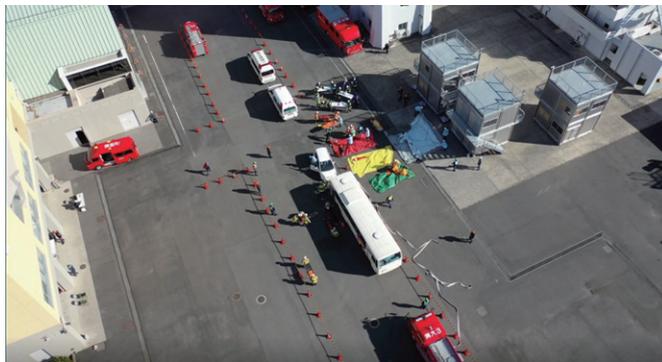
多数傷病者対応訓練は、幹部科、警防科、救助科及び救急科において、医療資源や地域特性等が異なる各消防本部の学生が合同で訓練を実施し、的確な現場指揮能力や各小隊間の連携が求められる多数傷病者事案の活動全般の流れを確認しました。

訓練後の検証では、現場指揮能力、部隊運用能力及びトリアージ対応能力等の向上について、ドローンによる上空撮影の映像を多角的に活用し、自身のスキルアップ

のほか、得られた知識・経験を各所属に持ち帰り地域住民の皆様の安心・安全につなげることを目標に、積極的な意見交換が行われました。

終了後の学生研修アンケートにおいては、今まで行っていた平面撮影映像にはない活動全体を把握できる上空映像による検証は大変有意義であるとの意見が多かったことから、今後もドローンによる上空撮影を取り入れ、より効果的な教育訓練を実施することとしています。

<多数傷病者対応訓練>



最後に、今後各所属においても、消防大学校で実施したドローンによる上空撮影の映像を活用し、これまでできなかった活動全体を把握し有意義な検証を行うことに

より、現場指揮、部隊運用及び各小隊間の連携等の更なる能力向上に寄与するとともに、全国各地において消防大学校の卒業生が活躍することを心より期待しています。

問合わせ先

消防大学教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (令和2年5月23日～令和2年6月24日)

<予防課>

2.5.29	「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会報告書」の公表及び「厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン」の策定	飲食店の火災で最も多いこんろを出火原因とする火災に対応するため、「小規模飲食店に設ける厨房用自動消火装置等のあり方に関する検討部会」において、小規模飲食店等の厨房における火災危険に対応できる自動消火装置に係る検討・検証結果を報告書にとりまとめ公表するとともに、「厨房用簡易型自動消火装置の技術ガイドライン」を策定しました。
2.6.2	第4回予防業務優良事例表彰の受賞事例の公表	消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務も含む。）の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とする「予防業務優良事例表彰」を平成28年度に創設いたしました。 この度、平成31年1月1日（火）から令和元年12月31日（火）までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：小林恭一東京理科大学教授）において審査を行った結果、「第4回予防業務優良事例表彰」の受賞団体を決定し、受賞事例をとりまとめましたので公表します。

<危険物保安室>

2.5.29	「令和2年度危険物安全週間」の実施及び消防庁長官賞の表彰	令和2年6月7日（日）から6月13日（土）まで「令和2年度危険物安全週間」を実施し、消防庁長官賞の表彰を行います。
2.5.29	「令和元年中の危険物に係る事故の概要」の公表	令和元年中（1～12月）の危険物施設における事故の発生状況について取りまとめましたので、その概要を公表します。
2.5.29	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、国民の皆様から御意見を公募したところ、2件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。

<特殊災害室>

2.5.29	「令和元年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」の公表	消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の概要を取りまとめています。今般、令和元年中の事故概要を取りまとめたので公表します。
--------	------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

<防災課>

2.6.10	6月17日に緊急地震速報の訓練を実施します	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。 6月17日に、国の機関、都道府県、市区町村と連携した全国的な訓練を実施します。一部の地方公共団体では、住民参加による地震の揺れから身を守る訓練などが行なわれます。お住まいの地域の訓練内容を御確認いただき、可能な範囲で訓練へ参加してください。
--------	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<国民保護運用室>

2.6.5	国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国、地方公共団体、警察、消防、自衛隊及びその他関係機関の活動要領の確認及び相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図ることを目的とした訓練を実施します。
-------	-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------



最近の通知 (令和2年5月23日～令和2年6月24日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第160号	令和2年6月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	令和2年度優良消防用設備等表彰の上申について(依頼)
事務連絡	令和2年6月22日	各都道府県消防防災主管部	消防庁防災情報室	新型コロナウイルス感染症対策の関連情報の入手手段等に関する総務省行政評価局レポートについて(情報提供)
事務連絡	令和2年6月22日	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年6月19日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)
事務連絡	令和2年6月19日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインを踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について(情報提供)
事務連絡	令和2年6月19日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年6月18日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
府政防第1273号 消防防第118号	令和2年6月16日	各都道府県防災担当主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて
事務連絡	令和2年6月15日	都道府県消防防災主管部	消防庁広域応援室	緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項の補足及び今後の出水期における対応について
消防広第142号	令和2年6月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・関係指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室長	消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラムについて(通知)
事務連絡	令和2年6月15日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	患者等搬送事業者の調査結果について
消防防第39号	令和2年6月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁応急対策室長	被害状況等の速やかな報告について
事務連絡	令和2年6月15日	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年6月15日	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
府政防第1274号 消防防第117号	令和2年6月15日	各都道府県防災担当主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(地方・訓練担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画(第一版)について
府政防第1263号 消防防第115号 健感発0610第2号 観観産第125号	令和2年6月10日	各都道府県 保健所設置市 特別区 防災担当主管部(局)長 衛生主幹部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 観光庁観光産業課長	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)について
府政防第1262号 消防防第114号 健感発0610第1号	令和2年6月10日	各都道府県 保健所設置市 特別区 防災担当主管部(局)長 衛生主幹部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について
消防防第160号	令和2年6月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	本格的な梅雨期及び台風期に備えた情報伝達手段等の確認について
事務連絡	令和2年6月9日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策に係る休暇等の取扱いについてのフォローアップ調査結果について(情報提供)
消防防第150号	令和2年6月8日	都道府県消防防災主管部長	消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊事故等報告要領について
府政防第1239号 消防防第108号 健感発0608第1号	令和2年6月8日	各都道府県 保健所設置市 特別区 防災担当主管部(局)長 衛生主幹部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(地方・訓練担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて
消防防第101号	令和2年6月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	令和2年度総合防災訓練大綱について
府政防第1230号 消防防第100号	令和2年6月2日	各都道府県防災主管部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害緊急事態対応担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について
事務連絡	令和2年6月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について



消防消第164号	令和2年6月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課	PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤の更新について（通知）
事務連絡	令和2年6月1日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）
消防予第138号	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	厨房用簡易型自動消火装置に係る技術ガイドラインについて（通知）
消防消第161号 消防地第193号	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について
事務連絡	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室	三塩化アルミニウム等に係る消防活動上の留意事項について（事務連絡）
消防危第119号	令和2年5月29日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について
事務連絡	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	防災基本計画の修正を踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について
消防予第142号 消防危第144号	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について（通知）
消防危第139号	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和元年中の危険物に係る事故に関する執務資料の送付について（通知）
消防情第156号	令和2年5月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	令和2年度戸別受信機の配備促進事業に関する希望調査について
府政防第1221号 消防災第98号	令和2年5月28日	各都道府県消防防災主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当） 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（普及啓発・連携担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について
事務連絡	令和2年5月27日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室	新型コロナウイルス感染症患者等の移送等の対応について（依頼）
消防消第163号 消防救第130号	令和2年5月27日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長 消防庁救急企画室長	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について
事務連絡	令和2年5月27日	各都道府県消防防災主管課	消防庁国民保護・防災部 地域防災室	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における消防団員への教育訓練及び会合等に係る取組例について
府政防第1217号 消防災第97号 健康発0527第2号 観光産第75号	令和2年5月27日	各都道府県、保健所設置市、特別区防 災担当主管部（局）長 衛生主管部（局）長 観光担当部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 観光庁観光産業課長	「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について
府政防第951号 消防災第96号	令和2年5月27日	各都道府県防災担当主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について
府政防第942号 消防災第88号	令和2年5月27日	各都道府県防災担当主管部（局）長	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当） 消防庁国民保護・防災部防災課長	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について
事務連絡	令和2年5月26日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）
事務連絡	令和2年5月26日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁	消防庁予防課	「消防用設備等点検アプリ」（試行版）のリーフレットの送付について

広報テーマ

7 月		8 月	
①火遊び・花火による火災の防止 ②石油コンビナート災害の防止 ③台風に対する備え ④全国防災・危機管理トップセミナー ⑤住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室	①電気器具の安全な取扱い ②防災訓練への参加の呼び掛け	予防課 防災課



火遊び・花火による火災の防止 ～ルールを守って楽しい花火～

予防課

1 火遊びによる火災を防止しましょう

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因にもなります。

令和元年中の火遊びによる火災は、424件発生しています。

そのうち、「ライター」によるものが231件（54.5%）で最も多く、次いで「マッチ」によるものが92件（21.7%）、「火のついた紙」によるものが16件（3.8%）となっていて、これらが全体の件数の8割を占めています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子供たちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取扱い方法を教える必要があります。

子供の火遊びによる火災が起こらないよう、子供たちと火災の恐ろしさ・火の取扱いについて話し合うようにしましょう。

子供の火遊びによる火災防止のポイント

- 1 子供だけを残して外出しない
- 2 ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない
- 3 子供だけで火を取り扱わせない
- 4 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- 5 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教育する

2 花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩と言えば、「花火」。子供たちにとっても楽しい季節となりました。

夕暮れ時になると、色とりどりの花火が私たちを楽しませてくれます。

しかし、使い方を誤ると、気軽に楽しめる花火も、火災や火傷などの事故につながりかねません。

全国で、花火による火遊びが原因の火災は平成30年中に6件、令和元年中に9件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないように十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。



がん具煙火の安全広報用ポスター

花火を安全に遊ぶポイント

- 1 風の強いときは花火をしない
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 3 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- 5 水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

SFマーク付きおもちゃ花火を使用しましょう

（公社）日本煙火協会の検査所では、火薬類取締法に適合しているか否かを見る「基準検査」、また、花火の構造、燃焼現象、使用方法に係わる表示を確認し、実際に着火して危険の有無を調べる「安全検査」を実施しています。これらの検査に合格したおもちゃ花火には、SFマークが付されています。



SFマーク（Safety Fireworks）

※国内で流通する国産・輸入品のおもちゃ花火には上記マークがあります。

（注）令和元年中の数値にあつては、全て速報値です。

問い合わせ先

消防庁予防課予防係
TEL: 03-5253-7523



石油コンビナート等災害防止3省連絡会議について

特殊災害室・危険物保安室

1. はじめに

消防庁では、石油コンビナート保安の所管省庁である厚生労働省及び経済産業省と連携し、省庁の垣根を超えて石油コンビナートに係る事故防止に向けた取組を行っています。

また、各省における石油コンビナート関連の政策動向なども積極的に共有し、ホームページ上で様々な情報を発信しており、石油コンビナート地域における総合的な保安力の向上を図っています。

本稿にて、その一部をご紹介します。

2. 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議とは

平成23年から平成26年にかけて、石油コンビナートにおいて、死傷者が多数発生するなど社会的影響の大きな事故が相次ぎました。これを受け、平成26年2月、内閣官房主催のもと「石油コンビナート等における災害防止検討関係省庁連絡会議(局長級)」が設置されました。

当該連絡会議にて、重大事故の発生防止に向けて事業者や業界団体が取り組むべき事項等について報告書を取りまとめ、業界団体等へ事故防止のための行動計画の策定を要請するとともに、コンビナート保安にかかる3省庁が一体となって災害防止に向けた取組を進めることとされました。

それを踏まえ平成26年5月、3省(厚生労働省、経済産業省、総務省消防庁)により「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」が設置され、定期的に連絡会議を実施しています。

3. 近年の取り組み

(1) プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン・活用事例集〈Ver2.0〉

ドローンの活用は、プラント設備の点検頻度の向上や災害時の迅速な現場確認等を実現し、安全性や効率性の向上、さらには保安業務の合理化を図る上で重要とされています。平成31年3月には、石油化学プラントの設備屋外でのドローンを安全に活用・運用するために留意すべき事項等を整理したガイドラインと国内外の活用事例集を策定しました。

令和元年3月には、その対象をタンクや塔槽類などの屋内に広げ、改訂を行いました。

【ドローンガイドライン】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/jisyuhoan_shiryo_02.pdf

【活用事例集】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/jisyuhoan_shiryo_03.pdf

(2) 石油コンビナート等石油化学関連事業所における災害の防止に向けた取組(要請)

令和元年8月から9月にかけて各業界団体に協力を仰ぎ、「石油コンビナートにおける災害防止に関する現状調査(石油精製、石油化学、一般化学)」を実施しました。事業所基礎データ、近年の事故発生状況、リスクアセスメントの実施状況や新技術導入に係る問題点などのアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、重大事故の発生防止に向けて業界の取組を促す要請文を送付しました。

【業界団体あて要請文】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/r02/r20306_yousei.pdf

4 終わりに

大量の石油、高圧ガスを取り扱う石油コンビナート地域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法などの個別の機器・装置への規制に加えて、石油コンビナート等災害防止法により総合的な防災体制が確立されています。しかし、それら法律の運用に際し、所管省庁が一体となって臨まなければ、その効果が最大限に発揮されません。

重大事故の発生防止、災害による死傷者の軽減を図っていくため、引き続きコンビナート保安関係3省庁で連携して対応していきます。

【石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト】

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

問い合わせ先

消防庁予防課特殊災害室 TEL: 03-5253-7528
危険物保安室 TEL: 03-5253-7524



台風に対する備え

防災課

日本列島には毎年7月から10月を中心に台風が上陸し、土砂災害や河川の氾濫等により、大きな被害が発生しています。

昨年9月に発生した令和元年房総半島台風（台風第15号）では、千葉市で最大瞬間風速57.5メートルを観測したほか、19地点で最大瞬間風速の観測史上1位を記録する暴風となり、関東地方を中心に、住宅約74,000戸が損壊するといった被害が発生しました。また、昨年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）では、東北地方の太平洋側や関東地方を中心に、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等により、100名を超える死者・行方不明者が発生する等、甚大な被害が生じました。



令和元年東日本台風による浸水被害 宮城県丸森町
(山形県消防防災航空隊提供)

1. 台風による被害

〔大雨による被害〕

台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近にある前線に暖かく湿った空気が送られて大雨となることがあり、河川の氾濫やがけ崩れ、土石流、地すべりが発生し、私たちの生命が脅かされることがあります。



〔暴風による被害〕

台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15～20m/sの風であっても、歩行者が転倒したり、車の運転に支障が出たりすることがあります。さらに風が強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするようになり、平均風速40m/sを超えると住家が倒壊することもあります。令和元年房総半島台風では、東京電力管内で、倒木や飛来物により、計1,996本の電柱が折損・倒壊・傾斜する等の被害が発生し、最大約93万戸の停電が発生しました。復旧の前提となる現場の被害状況の確認や倒木の処理に時間を要したことから、作業が長期化し停電解消に約2週間を要しました。



また、台風の周辺では、竜巻のような激しい突風が発生することもあります。一度竜巻が発生すると、その周辺で複数の竜巻が発生する可能性が高くなると言われています。

〔高潮・高波による被害〕

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き込んで、大きな高潮・高波災害が発生することがあります。昭和34年の伊勢湾台風では、名古屋港で通常よりも約3.5mも潮位が上昇し、和歌山県南部から愛知県までの広い範囲で高潮による浸水害が発生する等、甚大な被害が生じ、5千名以上の犠牲者が出ました。また、平成30年の台風第21号では、大阪湾を中心に過去最高潮位を超える値を観測する等、顕著な高潮になり、関西国際空港の滑走路の浸水などの大きな被害が発生しました。



2. 台風への対応

(1) 事前の備え

家庭においては、台風に備えて、次のような準備を十分におこなってください。

- ・窓や網戸はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定し、格納できるものは家の中へ格納する。
- ・避難生活や停電に備え、食料、簡易トイレ、マスク、ハンディライト、ラジオ等を入れた非常用持ち出し袋を用意する。

また、一人ひとりが、どのような避難行動をとれば良いか、あらかじめ理解しておくことが大切です。日頃から、ハザードマップを確認するとともに、災害時にとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー」(注1)も確認してみましょう。

(2) 迅速な避難

災害が発生し、または発生のおそれがある場合には市町村から避難勧告等が発令されます。昨年からの住民がとるべき行動や避難勧告等の情報が5段階の警戒レベルに区分して提供されることになりました。これらは、テレビ、メール等の様々な手段を通じて伝達されますが、情報をどの手段から入手するか、入手した後、警戒レベル等に応じて自らがどのような行動をとればよいか、「避難情報のポイント」(注2)を確認しておきましょう。いち早く身の安全を確保できるよう、災害の種別ごとに指定されている指定緊急避難場所の位置や、そこまでの避難経路について調べておくことも重要ですが、一方で、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はなく、また、安全な親戚・知人宅も避難先になり得ます。仮に避難勧告等が発令されなくても、気象情報等に十分注意し、身の危険を感じたら、自らの判断で避難することが大切です。

(注1・2)「避難行動判定フロー」・「避難情報のポイント」

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200421_bousai_72.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



住民自らによる災害の備え

地域防災室

日本列島は、その位置、地形、気象等の条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、大雪等による自然災害が発生しやすい環境にあり、昨年も、台風やその影響による集中豪雨等の幾多の自然災害により多くの被害が発生しました。

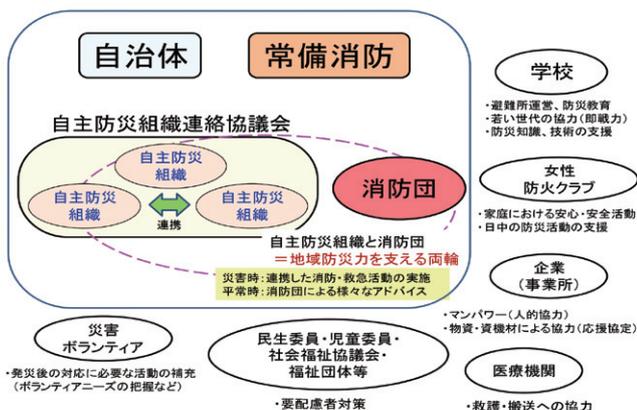
近年、気候変動の影響等による既存の想定を上回る災害の発生や、いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震の切迫性に加えて、火山災害や雪害といった、過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題となっています。

そこで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成された組織が自主防災組織です。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機にその重要性が見直され、全国各地で積極的な組織の結成・育成に取り組まれています。(平成31年4月1日現在、16万7,158団体)。自主防災組織は、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行い、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行います。

連携による活動の活性化

地域の安心安全を守るために活動している自主防災組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防災力をより高めることが出来るようになります(図)。

図) 様々な関係機関との連携により期待できること



今回は、地域における先進的な事例として、地域のつながりを生かした防災に強いまちづくりを進め、「第24回防災まちづくり大賞」において、総務大臣賞を受

賞された横浜市鶴見区市場西中町(いちばにしなちょう)まちづくり協議会の取組を紹介します。

市場西中町地区は、旧東海道に沿って発展してきた下町のにぎわい、人間関係の良さが魅力のまちです。一方で、密集市街地の多くは、防災上の問題を抱えており、横浜市との協働体制のもと、まちづくり協議会を設立して防災まちづくり計画を策定し、それに基づく活動に精力的に取り組んでいます。

その結果、耐震・耐火に配慮した建物や安全タイプのブロック塀が増えるなど、地域の安全性が高まっています。

また、まちづくり協議会が地権者と交渉して確保した用地を市が購入し、2箇所の防災設備を備えた公園を整備したり、道路の拡幅と歩道の整備、行き止まり解消用避難扉の設置や避難経路の特定が容易な通り名称の設定、私道の舗装化等の多くの成果をあげています。

本事例は、住民が地域の歴史とつながりを生かしながら災害に強くかつ住みよいまちづくりを行政との協働のもとに有機的・効果的に進めてきたものであり、同様の問題を抱える地域・行政の参考となる点が多い取組です。



鶴見区市場西中町まちづくり協議会による公園づくりの協議の様子(出展：第24回防災まちづくり大賞)

このように、普段から地域の関係団体と連携・協力関係を築き、地域における人的ネットワーク(つながり、結びつき)を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。下記のURLからご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

● 「自主防災組織の手引」(平成29年3月改訂)

https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_2904.pdf

問い合わせ先

消防庁地域防災室 北川
TEL: 03-5253-7561



はな び あそ ばか
花火にかいてある遊び方を
よく読みましょう



楽しい花火を ルールを守って

こうしましょう

- ★大人といっしょに遊び、夜遅くまで騒がない。
- ★正しい位置に、正しい方法で点火する。
- ★水の入ったバケツを用意し、後かたづけをきちんとする。
- ★手持ちの筒もの花火は、手の位置に注意しましょう。

花火の注意

やめましょう

- ★風の強い日は花火遊びをやめましょう。
- ★花火を人や家にもけたり、燃えやすいもののそばで遊ばない。
- ★途中で火が消えても、花火の筒の先に顔や手を出さない。
- ★たくさんの花火に一度に火をつけるとキケンです。
- ★花火をほぐしたり、ポケットに入れてはいけません。

花火大会の不発玉を見つけ
たら、必ず連絡しましょう。
いたずらはしないこと。

花火を陳列している
店頭での火気の使用は
禁止です。

花火遊びが終わったら、
花火のゴミは必ず
持ち帰りましょう。

花火遊びは
遅感にならない
ルールとマナー

公益社団法人 日本煙火協会 www.hanabi-jpa.jp  後援 消防庁